

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度 第1回相模原市スポーツ推進審議会				
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課				
開催日時		令和3年9月21日(火)～10月19日(火)				
開催場所		(書面会議)				
出席者	委員	14人(別紙1のとおり)				
	その他					
	事務局	4人(スポーツ推進課長 他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため				
会議次第		<p>(審議を書面で行った理由)</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員が一堂に会する方法により会議をすることが困難な状況であったため、議決の方法等について事前に対決めを行い、書面により委員の意見・賛否を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。</p> <p>議題 相模原市スポーツ推進計画の進行管理について</p>				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり

1 議題に係る質疑応答について

相模原市スポーツ推進計画の進行管理について、別紙2のとおり質疑応答を行った。

2 進行管理に係る意見について

前項の質疑応答結果を踏まえ、次のとおり、委員から進行管理に係る意見が提出された。

【基本方針1】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の必要性は今後も続くと考えられる。市民がスポーツ活動に参加できる体制づくりが必要。スポーツ活動の場の提供、施設開放等について、これまでの知識等を生かし、新しい考えの中で検討していただきたい。
- ・ (基本方針1、2にまたがる意見として) 現在、障害者スポーツをやってみようと思う障害者が減っている。全国大会に派遣する選手は毎年同じような選手になってしまうため、広報等で障害者スポーツの魅力を伝え、選手層を増やしていくよう努めていただきたい。

【基本方針2】

- ・ ギオンスタジアムについて、交通アクセスの改善を行政側からも働きかけていただきたい。また、強風対策が不十分である点もつたいない。良い施設であり、陸上競技の利用者の好記録を期待するためにも、引き続き強風対策を検討していただきたい。
- ・ 総合型地域スポーツクラブは一般団体と同等の扱いとなるため、活動施設の確保が困難な状況である。スポーツ活動の普及発展のためにも、施設利用の優先順位を引き上げていただきたい。

【基本方針3】

- ・ 学校教育及び運動部活動の充実を図るために指導者の派遣を行うことについ

て、人材確保の為に、どこの学校で、どの種目で、どういった指導者を求めているか広く公開し、市民の方々に周知した上で公募するやり方も必要ではないか。また、指導員の拡充自体も図るべきだと考える。

- ・ 総合型地域スポーツクラブPR事業のスポーツ体験活動は、地域の方々が気軽に参加することができ、スポーツの楽しさや大切さを知ってもらいいい機会であり、スポーツ実施率の増進や運動習慣に繋げていく事が大切。しかし、実施後に総合型地域スポーツクラブの定期的なスポーツ教室を紹介するが、定員で受け入れられない場合がある。活動施設の延長許可を頂き、参加希望の方の対応をできるように市に協力いただきたい。

【基本方針4】

- ・ ホームタウンチームとの連携について、ホームタウンチームは市民の活力源として元気と希望を与えてくれるが、施設利用との優先枠の確保においては、各種目協会の既存の大会もあることから、双方に良い形となるよう慎重に調整を行う必要がある。
- ・ 障害者スポーツの小・中学校での体験教室について、共生社会の理解促進事業の一環として今後も引き続き実施していただきたい。

以 上

相模原市スポーツ推進審議会出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備考	出欠席
1	安井 年文	学識経験者（青山学院大学教授）		出席
2	鈴木 秀知	学識経験者（桜美林大学教授）		出席
3	加藤 慶子	学識経験者（トップアスリート）		出席
4	牛田 憲子	公募市民		出席
5	神藤 昭嘉	公募市民		出席
6	西岡 直子	（一社）相模原市医師会		出席
7	三塚 康雄	（公財）相模原市スポーツ協会		出席
8	小畑 弘文	相模原市立小・中学校長会 代表者会		出席
9	佐々木 新悟	相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会		出席
10	大山 孝	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会	副会長	出席
11	長澤 敬子	相模原市公民館連絡協議会		出席
12	小出 庄作	（特非）相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
13	渡辺 賢介	総合型地域スポーツクラブ（（特非）スポーツレクリエーションコミュニティー）		出席
14	高佐 華子	ホームタウンチーム（SC相模原）		出席

No	質問内容	回答
1	<p>基本方針2（スポーツ環境の整備・充実）について質問です。この課題としてのハードの部分になるかと存じますが、スタジアムや競技場の施設の新たな建設等の検討よりも更なる施設の充実と交通アクセス等のインフラの整備は出来ないでしょうか。特にギオンスタジアムはとても立派な施設が出来上がっていると感じます。しかし、そこに行くためのバス路線の本数の少なさや、駅からの時間が掛かりすぎる等、とても不便であると感じます。誰もが身近にスポーツを楽しめるかという疑問を感じます。併せて基本方針1の取り組みのなかにもあります、競技力向上のための支援として、ギオンスタジアムで行われる陸上競技の試合で好記録が出ることがありません。風が強過ぎて陸上競技といった記録を求める競技においては残念ながらレベルが低い設定であると言わざるを得ません。何か専門家等の意見を取り入れて対応されているのでしょうか</p>	<p><更なる施設の充実と交通アクセス等のインフラ整備について> 競技場等という特性上、日毎の利用者数に大きく差があるため、一律にバス路線の本数を増やすなどの対応は難しいかと思われませんが、イベント開催時に周辺道路に渋滞が発生するなどの問題も生じているため、総合的な課題として捉え対応を検討して参ります。</p> <p><ギオンスタジアムの風対策について> ギオンスタジアムについては、立地的に風の影響を受けやすいことから、トラックに通じるゲートに防風シャッターを設置するなどの対策を講じております。引き続き、利用者や関係機関等の意見を伺いながら対策について検討させていただきます。</p>
2	<p>令和2年度から続く、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民のスポーツ実施率や参加率が低下していることを理解いたしました。運動実施機会の減少は、生活の質の低下に直結することから、以下のような事業を実施することはいかがでしょうか。 ・オンライン運動教室の整備と実施 新型コロナウイルス感染症により、多くの参加者を1つの場所に集めて、運動を実施することは困難です。ただ、ヨガやストレッチングなどは、対面だけではなく、オンラインでも実施可能です。実際、YouTubeを用いて、ヨガ教室を行っている指導者もいます。オンラインでの運動指導などを行うことは、移動ができない対象者にとって、とても良い運動機会の提供方法だと思います。 また、スポーツ選手を講師とし、オンライン技術指導などを行うことはいかがでしょうか。実際に会場に行くと、選手を見ることができなくても、子どもにとっては、素晴らしい経験になると思います。 さらに、動画作成なども、ボランティアの1つとして考えることができるのではないのでしょうか。 このような観点から、オンライン（ライブ配信やオンデマンドなど）を用いた運動機会の提供が可能であれば、市民のスポーツに関する関心を低下させない機序になるのではないかと思います。 ただし、高齢者へのネット環境の整備、パソコンの使用法の指導、プロバイダー契約、著作権など、様々な問題もそこに関与することも理解しておりますので、その点を含み、ご審議いただければ幸いです。</p>	<p>オンラインでの市民へのスポーツ機会の提供につきましては、現状市では実施できておらず、ホームタウンチームとの連携・支援事業の一環として、市内小中学校における夢授業、総合学習に係るホームタウンチームによるオンライン授業を実施していただいている状況です。 このほか、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みながら、市民のスポーツ実施率を上げ、スポーツ習慣の定着を促進できるよう、各事業の代替措置について検討を進めているところです。 いただきましたご提案につきましては、関係各課に共有し、検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>【社会参加のためのスポーツ活動の推進について】 障害者も含めた大会参加についてどのように考えていられるかご回答をお願い致します。（各種目協会の協力態勢と理解が求められますが種目によっては同時開催も可能だと考えます）</p>	<p>種目によっては、既に障害がある人（チーム）が参加した大会として運営されている実績も承知しております。 また、障害がある人と障害のない人がスポーツを通じて交流することは、共生社会の推進に繋がるものと考えますので、障害の特性に応じた配慮や工夫が必要となりますが、特に、神奈川県障害者スポーツ大会及び神奈川県精神障害者スポーツ大会の競技種目については、各種目協会の協力体制と理解のもと、障害者の大会参加等、障害がある人がスポーツ活動を行える場の設定について、種目協会と協議を行い検討してまいります。</p>
4	<p>【学校体育・運動部活動の充実について】 コロナ感染拡大に伴い部活動の活動制限がありました。各市町村の自治体において制限の幅に格差がりましたが本市においては大変窮屈な厳しい制限がなされ活動の継続ができなくなり形だけの対応をとらざるを得なくなったことについてどのように考えますか。ご回答をお願い致します。（教育委員からの通達でありご回答に苦慮されるかと思われませんが・・・）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して、最大限子どもたちの健やかな学びを保障しながら教育活動を進めるために、本市教育委員会では、文部科学省からの通知及び「教育活動の実施等に関するQ&A」等を踏まえ、各学校の運営における指針として「相模原市版 持続可能な新しい学校生活ガイドライン」を策定し、教育活動を行っております。部活動につきましても、本ガイドラインにおいて、活動日数等について指針を示しており、各学校で取り組んでいるところでございます。</p>

5	<p>【施設利用の優先権について】 ギオンスタジアムの利用についてホームタウンチームが4チームもあり土・日に試合が開催されホームタウンチームの試合が多いため大会を入れるのに困難が生じています。以前は8割がホームタウンチーム優先で残り2割については、入る余地ができていたが、いつの間にかホームタウンチーム優先となり2割利用が消えてしまったことにご回答をいただきたいと思います。 またその為に一般利用の土・日の開放日が少なくなって利用できる日が減少している状況ではありますが、今後一般市民に対してどのように対応していただけるかご回答をお願い致します。</p>	<p>本市にはホームタウンチームが5つあり、うち4チームがフットボールチームであり、相模原ギオンスタジアムにおいて公式戦を行っております。 『スポーツ施設の専用利用等に係る事務取扱要領（令和2年10月1日付改正）』において、相模原麻溝公園競技場のホームタウンチームの優先利用については「ホーム公式試合数に照らし、S C相模原及びノジマステラ神奈川相模原は8割以上、三菱重工相模原ダイナボアーズは5割程度、ノジマ相模原ライズは1試合程度を目安とした回数」と規定しており、これに則り調整を行っております。ここに規定する割合については、令和2年度の改正以前よりS C相模原については同様の取扱い、その他のチームについてもほぼ同等（ノジマステラは7割以上、ダイナボアーズは1試合を目安）の取扱いをしておりました。 令和3年度予定としては、土日祝日のうちホームタウンチームの公式戦の割合は3割弱（33日/118日）となっております。 一般利用の開放日の確保につきましては、指定管理者と調整の上、ホームタウンチームを含む専用利用団体のみなさまのご理解・ご協力をいただきながら引き続き検討してまいります。</p>
6	<p>【施設利用の利用者へのサービス・還元について】 本市のスポーツ施設のほとんどが指定管理者運営のもとに行われていますが使用（利用）料金が割に高い割には十分なサービスや施設整備（備品も含め）が十分でない為利用者が使用の際、大会運営や、一般利用に支障をきたす場面が発生していることについてご回答をお願いいたします。 （例 コネクターやケーブルの破損、光波測定器の破損等々・・・経年劣化）</p>	<p>本市スポーツ施設につきまして、一部老朽化等により使用できずご迷惑をおかけすることがあり申し訳ございません。委員のご認識のとおり指定管理者制度導入施設であることから、原則は指定管理者において順次修繕等を実施しております。また、金額の大きいものは市と協議の上、市において対応する場合もございますが、いずれの場合も、予算に限りのある中で、優先順位をつけて対応せざるを得ない状況です。 破損、経年劣化等につきまして、報告を受けた内容については承知をしておりますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。</p>
7	<p>【施設の有効活用について】 ギオンスタジアムにはナイター照明施設がありますが現在週1回の照明日を設けていますが今後の有効活用についてどのように考えていただけるかご回答をお願いいたします。（コストがかかることは承知しています。）</p>	<p>現在、指定管理者の提案で毎週水曜日及び第1金曜日を夜間開放日とし、午後9時まで営業しております。今後につきましても、必要に応じ、夜間開放日を増やすことや、夜間照明を活用した自主事業の開催等について、指定管理者と協議してまいります。</p>
8	<p>【施設の利用・開放・閉鎖について】 コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発出されその事に伴い年間を通してほとんどの本市の公共施設が閉鎖され一般市民は活動の場がなくなり様々な影響を受け特にスポーツ活動を行う場所が失われ困難な状況になっています。その事により市民の心身の健康に関わる影響は大であったと考えます。関東近畿都の自治体の対応はほとんどの自治体でスポーツ施設は解放されていたのが現状であります。県下においても本市だけが閉鎖されていたことについて違和感を持ち納得いかない考えを持った市民が多かったことは事実であります。後に最近になり横須賀市が閉鎖をしましたが残りの自治体は解放して利用可となっておりますことについてどのようなお考えでしょうか。ご回答をお願い致します。 また他のスポーツ施設を求めて東京や県内のスポーツ施設を利用している市民が多いことも事実であり他の施設を利用していることにどのように思われているかをお考えをおきかせ下さい。</p>	<p>本市スポーツ施設につきましては、国の緊急事態宣言や県の方針を踏まえ、外出自粛を徹底し、人の流れの抑制を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、休止することとしました。 他市施設の再開状況等につきましては承知をしておりますが、本市として徹底した人流抑制を図るため、本市対策本部会議において施設休止を決定したものといたしますので、利用者の方々には何卒ご理解を賜りたいと考えております。</p>

9	<p>【スポーツ大会の充実・活性化を図るためにについて】</p> <p>市民選手権大会における表彰については現在選手権者を含め小・中学生には3位までメダルが授与されていますが一般・高校生についてはメダルが授与されていないのが現状です。平等に考えるならばせめて選手権者（優勝者）にはメダルを授与しても良いのではないかと。予算面について逼迫していることは承知していますがどのようにお考えかご回答をお願い致します。</p>	<p>市民選手権大会につきましては、相模原市が（公財）相模原市スポーツ協会に事業委託し実施しているものです。表彰に伴うメダル対象者の縮小については、市の財政状況の悪化に伴い、市と市スポーツ協会等で協議し、平成29年度に高校生以上へのメダル贈呈を廃止いたしました。一方、メダルの贈呈については出場選手のモチベーションの向上や大会の魅力向上に寄与しているものと認識しております。今後も限られた予算内での有効な手段について、検討してまいります。</p>
10	<p>コロナ感染症の拡大のため中止になった活動については、以前と同じように再開する事ができるのでしょうか？</p> <p>高齢者の中には家の外での活動を怖れる方もいらっしゃると思います。</p> <p>オンラインでの参加も可能な活動や、家でできる運動の紹介などを追加する事はいかがでしょうか？</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止を決定した事業につきましては、感染症対策やBCPの観点から、事業形態について代替措置や一部縮小等を検討しなければならない場合もございます。</p> <p>今後、感染症拡大が一定の収束を見込んだ場合においても、委員の仰るとおり、特に高齢者の不安が直ちに消えるとは限らず、当面は新しい生活様式を踏襲した取組の実践を求められる可能性があります。その中で、感染症の影響を鑑みながら、他自治体の取組等を参考にしつつ、オンラインも含めた事業の在り方について検討してまいります。</p>
11	<p>基本方針2を構成する主な事業</p> <p>7 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p> <p>8 スポーツに関わる人材の発掘と養成</p> <p>基本方針3を構成する主な事業</p> <p>10 スポーツに親しむ基盤となる学校体育及び運動部活動の充実</p> <p>以上に関連することです。</p> <p>令和5年度以降、地域部活動に移行される予定ですが、本市においては、既にスポーツに関わる人材の育成をし、専門的な技術を有する指導者を運動部活動への派遣していることは承知しています。今後、さらにこのような取組を充実させ、平日と休日で一貫指導ができる体制作りを整えながら、休日の部活動の段階的な地域移行の実現をめざす必要があると思います。「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」「スポーツに関わる人材の発掘と養成」「学校体育及び運動部活動への指導者派遣」は、生徒への適切な指導ができる人材を育成し、地域部活動に繋がるものですが、本市の地域部活動に関する考えを伺いたいと思います。</p>	<p>部活動の地域移行につきましては、学校の働き方改革の視点を踏まえ、令和5年度以降の休日における方針が示されたところですが、生徒の人間形成の機会となるとともに、多様な生徒が活躍できる場の確保、学校の働き方改革の推進に寄与する効果的な取組として認識しております。</p> <p>今後につきましては、国の動向を注視し、他自治体の先進事例等も参考にしながら、地域の実情を踏まえ、学校と地域が協働、融合した持続可能な部活動の在り方について検討してまいります。</p>
12	<p>コロナウイルス感染の中、大会、イベント、講習会等中止はやむ得ないと考えるが、公民館主催等で差が出ているのがきになります。市としての通知が出ていると思われますが指導が必要ではないかと。</p>	<p>公民館主催の事業につきましては、国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、令和2年8月31日まで実施を中止してまいりました。</p> <p>令和2年9月1日より、参加者の特定できる少人数の講座等は、感染防止のための措置を十分講じた上で実施できるものとする、一律の考え方を示しております。</p> <p>ただし、各公民館において、地域住民との話し合いの結果やその他個別の事情により、事業の実施回数には差が生じております。</p> <p>今後、感染防止のための措置等に関わる全ての公民館への一律の考え方につきましては、本市の感染状況や国、県の動向を踏まえ、見直してまいります。</p>
13	<p>学校への障害者スポーツの体験教室などでバラスポーツ用具（ポッチャ・ゴールボール）の貸出で小・中学校に体験教室の実施校に障害者スポーツ用具（フライングディスク）も加えてください。アキュラシーゴールに5メートルと7メートルの距離からディスクを投げてアキュラシーゴールに通過させる。毎年、秋に行われる相模原市スポーツフェスティバルの会場にフライングディスクを2台を設置して、幼児からお年寄りまで簡単にできる競技で毎回、600人位参加されます。</p> <p>簡単に設置できます。けやき体育館に市のフライングディスク3台が保管（毎週月曜日午前中は身体障害者の皆さんが練習で使用）体験学習で子供たちに障害者への理解が浸透して行くものと思います。</p>	<p>各市立・小中学校におきましては、共生社会の実現に向けた障害者や障害者スポーツに対する理解を深めるため、バラスポーツ体験を実施しております。</p> <p>フライングディスクにつきましては、既に、用具を購入し実施している学校もある他、相模川自然の村野外体験教室におきましては、体験活動としての実施が可能であるとともに、各学校への貸出も行ってまいりますことから、引き続き、各学校におきまして、ポッチャやゴールボール等も含むバラスポーツを通じ、共生社会の実現に向けた教育活動を実施してまいります。</p>

14	<p>神奈川県に緊急事態宣言が適用され、公共施設や学校施設など体育施設が閉鎖されたことにも関わらず、児童生徒の過半数が週3回以上スポーツを行ったという結果について、部活動の縮小もある中で児童生徒はどこで、どのようにスポーツを実施されたのでしょうか？</p>	<p>実態については把握しておりませんが、スポーツ庁発表の「新型コロナウイルス感染症の流行による国民のスポーツへの参画状況や意識の変化、健康状態等に関する調査研究（令和2年度）」によると、全体的には縮小してはいるながらも、軽度な運動を継続していることがわかります。</p> <p>緊急事態宣言前と宣言中を比較すると、運動をしていると答えた小学生・中学生における「非常に軽度の運動（散歩、ぶらぶら歩き、ストレッチ、軽い体操等）」の割合が高くなっています。また、緊急事態宣言中において新たに始めた運動・スポーツについて、「ウォーキング」を一番に挙げた割合が圧倒的多数（35.7%）であり、続く「トレーニング(5.5%)」、「ランニング・マラソン(4.3%)」等でほとんどの割合を占めています。</p> <p>上記調査研究の結果から、本市の児童生徒におきましても、体力維持やストレス発散等の理由から、ウォーキングやトレーニングなどの比較的軽度な運動を継続していたものと推測します。</p>
15	<p>神奈川県に緊急事態宣言が適応され、相模原市は令和3年8月6日より公共施設や学校施設が閉鎖となりました。神奈川県内には新規感染者数の多い市においても閉鎖はなく、宣言解除まで閉鎖をしなかった市もあります。感染症対策を徹底した上で大会等も開催されています。相模原市のみ閉鎖を決定した経緯をご説明下さい。</p>	<p>8と同じ</p>
16	<p>名称の記述について、年齢層に関係なくスポーツという言葉の記述が多くなっていると感じております。スポーツと運動という名称を年齢層に合わせて使い分けることはできますでしょうか？</p>	<p>厚生労働省が策定した「健康づくりのための身体活動基準2013」においては、運動は「体力（スポーツ競技に関連する体力と健康に関連する体力を含む）の維持・向上を目的とし、計画的・継続的に実施される」ものとされており、一方で、スポーツの定義につきましては、スポーツ基本法において、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされており、軽度な運動も含めて広く対象としております。</p> <p>そのため、本計画においても、年齢を問わず、陸上競技、球技などの競技性の高いスポーツだけでなく、体を使った遊び、体育活動、体操などの身体活動、ウォーキングなどの軽い運動、ハイキングなどの野外活動、楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、健康づくりや介護予防のための身体活動なども含めて、計画が対象とするスポーツの範囲としております。</p>
17	<p>プロチーム化を目指す団体をホームタウンチームに支援する施策は準備されているのでしょうか？</p>	<p>ホームタウンチーム認定制度についてはスポーツ振興によるまちづくり、良好な都市イメージの構築、シティセールス等を目的に設置しているものであるため、プロチーム化を目指す団体に対する支援施策は、無いのが現状です。</p> <p>競技力の強化に取り組む団体への支援については、全国大会等に出場する際に奨励金を贈呈する制度を設置しております。</p> <p>本市を拠点に活動するスポーツ団体におかれては、市民の運動意欲や関心の向上に大きく貢献いただいているものと捉えておりますので、活動に係る必要な支援については、ニーズの把握に努め、検討したいと考えております。</p>